

震災を踏まえた技術的条件の主な見直し事項

～地上放送～

停電対策

大規模災害による広域・長時間の停電発生時においては、緊急の対応として電源の継続的な供給手段の確保^{※1}を明示。

また、地上デジタルテレビ放送及び中波放送における、プラン局以外の中継局(その他の中継局)についても、大規模災害時における当該メディアによる情報伝達の重要性を鑑み、措置の対象設備とする^{※2}。

- ※1 大規模災害時における広域・長時間の停電対策として、移動式の電源設備の保守拠点や保守委託先等への配備、又は複数の事業者での共同配備について、措置の具体策の例として記載。
- ※2 経済合理性等を勘案しつつ、段階的に措置を講じる。

全般

地上デジタルテレビ放送におけるその他の中継局(その他の中継局へ送信する中継回線設備を含む)のうち、

- ①プラン局へ放送波により中継する中継局
- ②複数のその他の中継局へ放送波により中継する中継局の一部^{※3}

では、プラン局と同等の措置の対象設備とする^{※4}。

- ※3 当該複数のその他の中継局の放送区域の全体が同一の放送対象地域における放送用周波数使用計画記載中継局の平均的な放送区域と同等となる中継局。
- ※4 経済合理性等を勘案しつつ、段階的に措置を講じる。

屋外設備

屋外設備には津波も含めた外部環境の影響を容易に受けないように対策を講じることの重要性^{※5}を明示。

- ※5 解説として、当該地域により想定される津波の影響についても記載。
津波の影響を容易に受けないように設置場所を選定する旨、措置の具体策の例として記載。

耐震対策

空中線も含めて耐震措置を講じることの重要性^{※6}を明示。

- ※6 空中線の脱落を防ぐため、支柱等へ強固に固定する旨、措置の具体策の例として記載。

震災を踏まえた技術的条件の見直し事項

～有線放送～

停電対策

大規模災害における広域・長時間の停電発生時に備え、自家用発電機等の燃料の備蓄や伝送路設備の電源供給器に事業者自らが所有する移動式発電機を接続する対処方法は、放送を継続するための応急復旧対策として有効。

- 燃料の備蓄又は補給手段の確保を技術的条件として追加。
- 具体策の例として、「移動式の電源設備の保守拠点への配備」を追加。

ヘッドエンドを設置する建築物

今回の震災では、津波による局舎の消失や建物内への浸水があったことを踏まえ、ヘッドエンドを設置する建物を新たに建築する場合や選定する場合には、その立地場所に関して自然災害の1つとして、津波による影響を考慮することが必要。

- 措置についての解説の「その他自然災害」の例として、津波を追加。